法第百三十四条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合において、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則様式第四十三、様式第四十四若しくは様式第四十五又はエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令様式第二十七、様式第二十八若しくは様式第二十九による届出書の提出があったときは、それぞれ様式第四、様式第五又は様式第六による届出書の提出があったものとみなす。ただし、当該者が電子情報処理組織を使用して同項に規定する報告を行おうとする場合は、この限りでない。

備考　表中の［　］は注記である。

様式第一中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

附　則

この命令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

内閣府、総務省、財務省、
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、令第一号
経済産業省、国土交通省、環境省

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、生産工程効率化等設備に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　野村　哲郎
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　西村　明宏

生産工程効率化等設備に関する命令の一部を改正する命令

生産工程効率化等設備に関する命令（令和三年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1～3　［略］ 4　第二項各号の式中のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。ただし、業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。なお、当該数値の算定に当たっては、他人から供給される電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定に用いる電気の排出係数については、小売電気事業者ごとの調整後排出係数を用いることができるものとし、無効化した国内認証排出削減量（他者へ移転した量を差し引いたもの）又は海外認証排出削減量を当該数値から差し引くことができるものとする。 一　事業所のエネルギー起源二酸化炭素排出量　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号。次号において「省エネ法施行規則」という。）様式第9指定―第10表1の「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素」として同表備考1の規定により計算される数値	1～3　［略］ 4　第二項各号の式中のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。ただし、業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。なお、当該数値の算定に当たっては、他人から供給される電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定に用いる電気の排出係数については、小売電気事業者ごとの調整後排出係数を用いることができるものとし、無効化した国内認証排出削減量（他者へ移転した量を差し引いたもの）又は海外認証排出削減量を当該数値から差し引くことができるものとする。 一　事業所のエネルギー起源二酸化炭素排出量　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号。次号において「省エネ法施行規則」という。）様式第9指定―第10表1の「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素」として同表備考1の規定により計算される数値